

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年三月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

路 線 名	県道飯能下名栗線
供用開始の区間	飯能市大字飯能字向來四四六番二地先 から同市大字飯能字一盃山五四〇番一 地先まで
供用開始の期日	平成三十一年三月一日
備 考	平成三十一年二月二十 二日付け埼玉県飯能県土 整備事務所長告示第三号 で告示した道路予定区域 の供用開始である。 延長九七・七四メー トル